

## 亀山市公告第19号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和5年4月10日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 工事概要

#### (1) 工事名

亀山公園大型複合遊具等更新工事

#### (2) 業務内容

亀山公園大型複合遊具等更新工事に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）のとおり

### 2 参加資格要件

本工事のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。ただし、共同企業体（以下「JV」という。）で参加する場合は、次の（1）から（10）までの要件にあつては参加するJVを構成する構成員の全てが、（11）から（14）までの要件にあつては当該構成員のいずれかが満たしていること。

なお、当該構成員は、単独で参加すること、又は他の参加するJVの構成員となることは認められないものとし、出資比率に関する要件は付さない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 要領の公表日から契約締結日までにおいて、亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止の措置を受けていないこと。
- (3) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始及び更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始及び再生手続開始の申立てがなされていないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- (6) 破産法（昭和16年法律第75号）第30条の規定による破産手続開始の決定がなされていないこと。
- (7) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと。又は第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令がなされていないこと。
- (9) 本店所在地の国税、地方税、その他公租公課を滞納している者でないこと。
- (10) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (11) 「とび・土工・コンクリート工事」の業種について建設業法第3条第1項の規定による建設業許可を受けていること。
- (12) 建設業法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する主任技術者について、参加資格確認申請書提出日において、入札に参加しようとする者と継続して3月以上の雇用関係にある者を配置すること。
- (13) 一般社団法人日本公園施設業協会のSP認定企業又は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」若しくは「遊具の安全に関する規準（最新版）」に準拠した製品を納めることができる企業であること。
- (14) 過去10年間のうち、請負金額2千万円以上の遊具更新工事・遊具修繕工事と同種又は類似工事について、国又は地方公共団体と契約実績を有すること。なお、JVとして有する実績については、当該JVに対する出資比率20%以上を有するものに限り認める。

### 3 担当部署

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

建設部都市整備課市街地整備グループ

電話 0595-84-5099

電子メール shigaichiseibi@city.kameyama.mie.jp

#### 4 要領等の交付

##### (1) 交付開始日

令和5年4月10日(月)

##### (2) 交付方法

亀山市ホームページからのダウンロードによる。

##### (3) 交付書類

ア 亀山公園大型複合遊具等更新工事に係る公募型プロポーザル実施要領

イ 亀山公園大型複合遊具等更新工事に係る公募型プロポーザル様式集

ウ 亀山公園大型複合遊具等更新工事に関する要求水準書(別紙1)

エ 位置図(資料1)

オ 平面図(資料2)

カ 亀山公園の遊具更新に伴うアンケート調査結果(資料3)

キ インクルーシブ懇談会意見まとめ(資料4)

ク 既存遊具図面(資料5)

#### 5 参加申込書の提出等

(1) プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書及び資格確認に必要な書類を提出しなければならない。

##### ア 提出期間

令和5年4月10日(月)から同月21日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

##### イ 提出場所

3の担当部署とする。

##### ウ 提出方法

持参又は書留郵便とする。

(2) 参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たす者に対し、プロポーザル関係書類要請書を交付する。

#### 6 企画提案書の提出

プロポーザル関係書類要請書の交付を受けた者は、企画提案書その他の要領に定める提出書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和5年4月27日(木)から同年6月26日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参又は書留郵便とする。

7 その他

(1) 提出期間以後の書類の差し替え及び再提出は、認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市建設工事等に係る資格(指名)停止措置要綱の規定による資格(指名)停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、優先交渉候補者の選定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 参加申込書に記載した配置予定の主任技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。

(7) 現場視察は、参加申込書を提出した者が自由に行うことができるものとする。

(8) 本件に係る情報公開請求があった場合には、亀山市情報公開条例(平成17年亀山市条例第19号)の規定により提出書類を公開することがある。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報等は、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

(9) 契約締結後、契約者名を公表する。

(10) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (1 1) 市は、優先交渉候補者の審査及び選定を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (1 2) 提出物等の著作権は、第三者に帰属するものを除き、それぞれのプロポーザル参加者に帰属する。
- (1 3) 提出物の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づき認められたものを除き、当該第三者の承認を得ておくこと。
- (1 4) 提出物等について、本プロポーザルに関する公表、展示その他プロポーザルに必要と認められる場合は、市は参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。